

堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者募集 審査基準及び配点

本資料は、堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者募集にあたって、提案書の内容、その他条件を適正かつ公平に評価し、当センターにとって最も有利な受託者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための基準である。

基本的な考え方

(1) 提案内容の評価

- ① 提案依頼事項の項目について記載がない場合は失格とする。
- ② 「堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者募集提案書」に従い作成された提案内容について、「提案書評価表」および後に示す計算式に基づき提案内容の評価し、「内容点」（120点満点）を与える。

(2) 総合評価の方法および優先交渉権者の決定方法

評価した内容点数の合計点数「総合点」（120点満点）を算出し、最も高い者を優先交渉権者とする。

「内容点」は評価者全員の平均とする。

(点)

内 容 点	1. セールスポイント	40	120
	2. マーチャンダイジングやコンセプト	20	
	3. 商品・サービス	20	
	4. レイアウト・設備什器・内外装デザイン	20	
	5. 損益・収支	20	

総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は、「セールスポイント」が高い者を優先交渉権者とする。